

規則の一部改正について（改正案概要）

1 改正の趣旨

母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく母子保健法施行細則（昭和42年4月横浜市規則第38号。以下、「細則」という。）により実施している未熟児養育医療給付事業（以下、「養育医療給付事業」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく横浜市結核児童療育給付事務取扱規則（昭和42年2月横浜市規則第8号。以下、「規則」という。）により実施している結核児童療育医療給付事業（以下、「療育医療給付事業」という。）は、その給付について、未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱（平成26年5月26日厚生労働省発雇児0526第3号。以下、「交付要綱」という。）に基づく国からの補助金の交付を受けて事業を実施しています。

この交付要綱が一部改正されたことに伴い、養育医療給付事業及び療育医療給付事業における事務の取扱いに変更が生じたため、細則及び施行細則（昭和42年4月横浜市規則第38号）を一部改正します。

2 改正の概要

(1) 母子保健法施行細則について

養育医療給付事業においては、母子保健法第21条の4第1項の規定により、養育医療を受けた未熟児の扶養義務者から、その負担能力に応じた費用を徴収することができます。その扶養義務者から徴収する費用額の基準額（以下、「徴収基準額」という。）は、交付要綱に基づき、所得税額による徴収基準額表を用いて算定しているところです。

このたび、交付要綱が一部改正され、徴収基準額の算定に用いる額が所得税額による算定から市町村民税所得割額による算定に変更されたことに伴い、細則の内容を一部改正します。また、所要の規定の整備をします。

(2) 横浜市結核児童療育給付事務取扱規則について

療育医療給付事業においては、児童福祉法第56条第2項の規定により、療育医療を受けた児童の扶養義務者から、その負担能力に応じた費用を徴収することができます。その扶養義務者から徴収する費用額の基準額（以下、「徴収基準額」という。）は、交付要綱に基づき、所得税額による徴収基準額表を用いて算定しています。

このたび、交付要綱が一部改正され、徴収基準額の算定に用いる額が所得税額による算定から市町村民税所得割額による算定に変更されたことに伴い、規則の内容を一部改正します。また、所要の規定の整備をします。

3 御不明な点についてのお問い合わせ先

横浜市健康福祉局医療援助課 未熟児養育医療給付担当 あて

電話番号：045-671-4115

4 注意事項

- (1) いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) いただいた意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。
- (3) 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。
- (4) その他個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例にしたがって適切に取り扱います。